

## 一般競争入札の実施について（公告）

令和6年度 公益財団法人新潟県下水道公社 高分子凝集剤購入

公益財団法人新潟県下水道公社会計規程第18条の規定により、高分子凝集剤購入契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年2月20日

公益財団法人 新潟県下水道公社 理事長

### 1 入札に付する事項

- (1) 物品名  
高分子凝集剤
- (2) 入札案件の仕様等  
別紙 仕様書による。
- (3) 納入場所
  - ① 新潟浄化センター 新潟市東区下山3丁目680番地
  - ② 新津浄化センター 新潟市秋葉区古田ノ内大野開2番地
  - ③ 新井郷川浄化センター 新潟市北区名目所1丁目167番地
  - ④ 西川浄化センター 新潟市西区笠木339番地
  - ⑤ 長岡浄化センター 長岡市上柳町257番地3
  - ⑥ 六日町浄化センター 南魚沼市五日町1967番地5
  - ⑦ 堀之内浄化センター 魚沼市新道島364番地

### 2 本件入札に関する問合せ等

問合せ先 公益財団法人新潟県下水道公社  
(新潟県新潟市東区下山3丁目680番地)

### 3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年3月22日（金）9：30
- (2) 場 所 新潟県新潟市東区下山3丁目680番地  
新潟浄化センター

### 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であつて、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 以下の条件にいずれにも該当しない者
  - ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - エ 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に排除されるべき関係を有する者
- (2) 本入札の公告日現在で、次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立をしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立をされている者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立をしている者又は同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立をされている者
- (3) 新潟県物品入札参加資格審査規程（昭和56年1月20日新潟県告示第165号。以下「入札参加資格審査規程」という。）第2条に該当し、第9条第1号から第5号に該当しないこと。
- (4) 入札参加資格審査規程に基づく入札参加資格の審査を受け、令和5・6・7年度入札参加資格者名簿の営業種目「工業用薬品・施設用消耗資材」に登載されている者であること。
- (5) 新潟県内に本社、支店又は営業所を有すること。
- (6) 公益財団法人新潟県下水道公社、地方公共団体、各県下水道公社に高分子凝集剤の納入実績がある者又は公益財団法人新潟県下水道公社の指名実績がある者
- (7) 本件業務に係る入札参加意向書を提出した日から本件業務の入札日までの間において、新潟県知事から指名停止の措置を受けた者（指名停止期間の一部が属するものを含む。）でないこと。
- (8) 5に定めるところにより、入札参加意向書及び添付書類（以下「入札参加意向書」等という。）を提出したもの。

## 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより、入札参加意向書等を提出しなければならない。

この場合において、次に定めることに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

### (1) 入札参加意向書等の入手方法

ア 期 間： 令和6年2月20日(火)から令和6年3月4日(月)まで

イ 入手方法： 公益財団法人新潟県下水道公社ホームページからダウンロード

### (2) 入札参加意向書等の提出

ア 提出期限 令和6年3月4日(月)午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市東区下山3丁目680番地  
公益財団法人 新潟県下水道公社

ウ 提出方法 本人（法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

### エ 提出書類

(ア) 入札参加意向書（別添1）

(イ) 納入（指名）実績調書（別添2）

(ウ) 暴力団等の排除に関する誓約書（別添3）

### (3) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、入札参加意向書等を提出した者にそれぞれ書面で通知する。

## 6 入札手続等

### (1) 入札の方法

本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

### (2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

### (3) 入札書の記載

- ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ 入札は1kg当たりの単価入札とする。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札金額とするので、入札者は（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること

### (4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 7 汚泥性状把握のためのサンプリング

- (1) 各浄化センターの汚泥性状把握のためにサンプリングが必要な場合は、別紙1「汚泥譲渡依頼書」により申し込むことができる。
- (2) 申し込み期限：令和6年3月4日（月）午後5時まで
- (3) サンプリング日時：令和6年3月6日（水）から令和6年3月12日（火）の期間で調整する。
- (4) 汚泥性状分析等実施後は、速やかに別紙2「汚泥使用報告書」により、汚泥性状分析結果、高分子凝集剤選定結果等を報告すること。
- (5) 申し込み、問い合わせ先は、次のとおりとする。
  - 〒950-0003 新潟県新潟市東区下山3丁目680番地
  - 公益財団法人 新潟県下水道公社 業務課
  - 電話 025-271-1151 FAX 025-271-1153

## 8 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び入札参加意向書に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
- (4) 同一の入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (5) 脅迫その他不正の行為によってした入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

## 9 その他

### (1) 入札参加意向書等の取扱い

- ア 入札参加意向書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。
- イ 提出された入札参加意向書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された入札参加意向書等は、返還しない。

### (2) その他

- ア 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ 契約の停止等

本件調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

ウ この公告に定めるもののほか、入札及び契約の内容に関しては、公益財団法人新潟県下水道公社入札実施要領の定めるところによる。

# 汚泥譲渡依頼書

公益財団法人 新潟県下水道公社  
理 事 長 様

住所  
会社名  
代表者名

印

汚泥を下記のとおり使用しますので、譲り渡しをお願いします。なお、試験終了後は速やかに「汚泥使用報告書」を提出いたします。

## 記

|                    |  |
|--------------------|--|
| 譲渡場所<br>(浄化センター名)  |  |
| 譲渡希望汚泥名            |  |
| 譲渡希望量              |  |
| 汚泥使用の目的            |  |
| 汚泥使用の方法<br>またはフロー図 |  |
| 備考                 |  |

# 汚泥使用報告書

公益財団法人 新潟県下水道公社  
理 事 長 様

住所  
会社名  
代表者名

印

引き渡しを受けた汚泥を下記のとおり使用しましたので報告します。

## 記

譲渡場所（浄化センター名） \_\_\_\_\_  
譲渡汚泥名 \_\_\_\_\_

| 譲渡日 | 数量(t) | 使用 方 法 | 製 品(t) | 汚泥混入率(%) | 汚泥混入量(t) |
|-----|-------|--------|--------|----------|----------|
|     |       |        | —      | —        | —        |

- \* 製品欄には引き渡した汚泥を使用して製造した製品の量を記載すること。
- \* 汚泥混入率欄には製品中の汚泥混入率（有姿ベース）を記載すること。
- \* 汚泥混入量欄には製品中の実汚泥混入量（有姿ベース）を記載すること。